日調連発第３１３号
令和８年１月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

被収容者等の押印の取扱いについて（参考送付）

標記について法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までにお知らせします。

法務省民二第１７３１号
令和７年１２月２５日

法 務 局 長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

被収容者等の押印の取扱いについて（通達）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている者、労役場留置者及び監置場留置者（以下「被収容者等」という。）が不動産登記の申請情報又は添付情報を記録した書面（以下「申請書等」という。）を登記所に提供する場合の不動産登記事務の取扱いについて、近時の情勢を踏まえ、当省矯正局と調整し、下記のとおりとしましたので、貴管下登記官への周知についてお取り計らい願います。

なお、昭和３９年２月２７日付け民事甲第４２３号当職回答は、本通達により廃止します。

記

１　被収容者等が署名した申請書等に、矯正施設の長、その支所、分院若しくは分所の長又は労役場若しくは監置場が附置されている刑事施設の長若しくはその支所の長（以下「矯正施設の長等」という。）が、本人が署名したものであることを申請書等の余白に直接証明し、又は別紙の様式により証明したものを申請書等に添付した場合には、不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第４７条第２号、第４９条第１項第１号又は第５０条第１項の公証人に準ずる者の認証を受けたものとして取り扱って差し支えない。

２　被収容者等が署名をすることが困難である場合には、その署名に代えて記名及び本人によるぼ印を押なつした上で、これを本人が押なつをしたものであることを証明することとして差し支えない。

３　本取扱いは、令和８年２月１日以降に矯正施設の長等が証明するものから適用する。

別紙

〇年〇月〇日付け　　（被収容者等が署名した書面の名称）　　に記載された署名（ぼ印）は、当施設収容中の被収容者（在院者・在所者・留置者）である　〇〇〇〇の署名（ぼ印）に相違ないものであることを証明する。

〇年〇月〇日（証明日）

〇〇〇〇長（矯正施設の長等）　　〇〇　〇〇　　（職印）